

◇◆◇自転車運転者講習制度◆◆◇

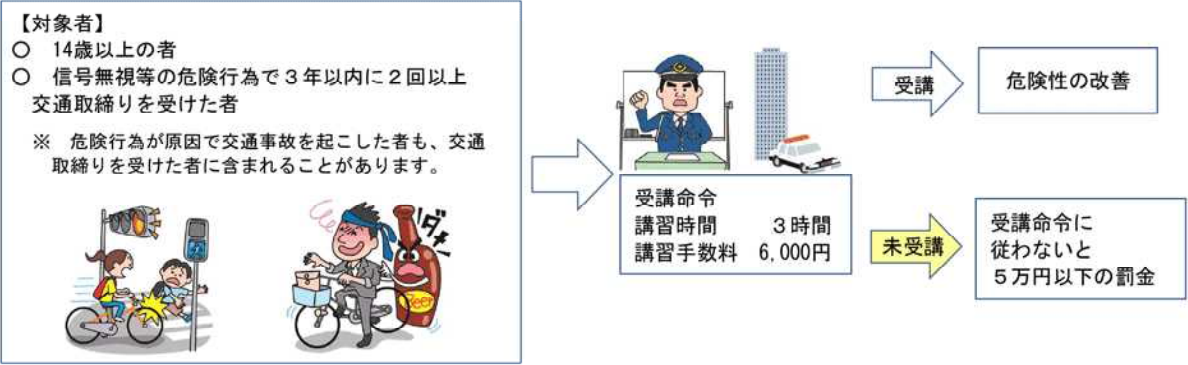
～自転車の悪質運転者対策～

道路交通法の一部改正

平成27年6月1日、危険な交通違反（政令で定める危険行為）を繰り返した自転車利用者を対象に「自転車運転者講習制度」が開始され、令和2年6月30日の改正道路交通法施行令により、講習の対象となる危険行為として、新たに「妨害運転」が追加されました。

自転車運転者講習制度の概要

自転車運転中に信号無視等の危険な交通違反を3年以内に2回以上繰り返した14歳以上の者に対して都道府県公安委員会が、交通事故防止のための講習を受けるように命令します。受講命令に従わない場合は、5万円以下の罰金に処せられることがあります。



講習の対象となる危険行為（15項目）

- ① 信号無視（道路交通法第7条）
- ② 通行禁止違反（道路交通法第8条第1項）
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）（道路交通法第9条）
- ④ 通行区分違反（道路交通法第17条第1項、同条第4項、同条第6項）
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害（道路交通法第17条の2第2項）
- ⑥ 遮断踏切立入り（道路交通法第33条第2項）
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等（道路交通法第36条）
- ⑧ 交差点優先車妨害等（道路交通法第37条）
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等（道路交通法第37条の2）
- ⑩ 指定場所一時不停止等（道路交通法第43条）
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反（道路交通法第63条の4第2項）
- ⑫ 制動装置不良自転車運転（道路交通法第63条の9第1項）
- ⑬ 酒酔い運転（道路交通法第65条第1項）
- ⑭ 安全運転義務違反（道路交通法第70条）
- ⑮ 妨害運転（交通の危険のおそれ：道路交通法第117条の2の2第11号）
（著しい交通の危険：道路交通法第117条の2第6号）